

合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月11日（月）午後1時29分から午後2時26分

2. 開催場所 合志市役所合志庁舎 2階 大会議室

3. 出席委員（14人）

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	大藪	真裕美
委員	2番	吉川	幸人
〃	3番	工藤	信夫
〃	4番	中嶋	サツ子
〃	5番	衛藤	彰一
〃	6番	松野	克紀
〃	7番	吉岡	近
〃	8番	平野	昭代
〃	9番	峯	隆吉
〃	10番	嶋田	昭一
〃	11番	荒木	安孝
〃	12番	平山	洋生
〃	13番	村上	裕宣

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第5号議案 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

第6号議案 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

第1号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用（届出）について

6. 農業委員会事務局職員

局長 緒方 寿雄

次長 坂上 範行

主幹 秋吉 秀美

○事務局長 定刻前ではございますが始めさせていただきます。まず、あいさつから始めます。恐れ入りますがご起立方お願いします。

こんにちは。

ご着席ください。ただいまから、令和2年5月の農業委員会総会を開催いたします。

開会にあたりまして、福嶋会長からご挨拶を申し上げます。

○会長（福嶋求仁子君） 皆さん、こんにちは。ちょっとマスクをしているので息苦しさを覚えるんですけども、新型コロナウイルスの感染発生を防ぐために、緊急事態宣言の延長が行われまして、県内の施設とか全部、県内におきましては、感染防止対策を徹底することによって、営業再開というのが打ち出されております。

また、きょうはニュースによりますと、遊戯施設等も感染防止を徹底して順次営業外再開されるということになっております。

私たち農業の面から、食の面から命を守るということで、農業の産業というのは一日も欠かさず生産をし、出荷をしていくということが、本当に大切なことだなあというのを、今回のこのコロナのことによりまして実に実感しているところでございます。

しかし、農業の分野においても苦しい立場におかれている場合もありますので、改めて皆さんで支えあい、励ましあい、また、支援制度などをうまく活用しながら、この難局を乗り切っていくことができると思っております。農業委員の皆様方もぜひ周りの皆様で困っている方がいらっしゃいましたら、支援のお声がけをいただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

ともあれ農家の仕事というのは、密閉、密集、密着することなく、畑で本当に仕事が自由にできまして、農業という仕事は本当にいいなあというのを最近つくづく感じているところでございます。本当にありがたいと思っております。

さて本日の総会ですが、特に今、次長のほうからもお知らせがありましたけれども、1つ議案が取り下げられております。また5号、6号議案につきましては、総会時間の短縮と、それから速やかに終わらせたいということで、内容のほうの細かな説明を控えさせていただきたいと思っております。これは先日に皆様のお手元に総会資料のほうをお渡しさせていただいておりますので、もう既に皆様は中身を見させていただいているということで了承いただけるかと思っております。

それでは、本日も審議のほう、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

合志市農業委員会会議規則第6条に規定しております全員の議員がおそろいでございますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。

ます。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何かご質疑やご質問がある場合は、挙手により発言をされるようお願いいたします。

それでは、3番の議事に入ります。

-----○-----

(1) 議事録署名者

○議長（福嶋求仁子君） 議事録署名者につきましては、1番の大藪委員、2番の吉川委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

(2) 農家調査及び現地調査員

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、3番の工藤委員、5番の松野委員、8番の平野委員、9番の峯委員、10番、嶋田委員、13番、村上委員、以上6名の委員の方々には、適宜意見をお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

(3) 議案

○議長（福嶋求仁子君） それでは、議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1の審議に入ります。

その前に、委員の議事参与の制限を規定する農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっております。つきましては、その当事者であります○番の○○委員さんは、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

につきまして上程いたします。

それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書2ページをお開きください。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転について、下記のとおり申請があったので承認を求める。令和2年5月11日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子。

番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は売買でございます。こちらの農地については、譲渡人の農地を譲受人が購入するため今回の申請に至りました。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙21ページとなります。

図面中央斜線部分が申請地です。県道住吉熊本線東側の農地です。

次に22ページ、23ページをお開きください。耕作地の現況写真と保有されている

農業機械の写真です。

次に24ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると思われ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件ですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので、該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと思われ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、引き続き飼料作物を作付けする予定であり、周辺農地への支障はないものと考えられ、該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われ。

よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の8番、平野委員さんに農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○8番（平野昭代君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

先日、推進委員、事務局の職員と農家及び現地調査をいたしました。譲受人は、引き続き飼料作物を作付けされる予定ということです。特に問題はないと思います。よろしく審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件につきまして、農業委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。

はい、工藤委員さん。

○3番（工藤信夫君） 地目が山林になってもこの農業委員会あたりはかけにゃいかんですか。

○議長（福嶋求仁子君） それでは事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お答えいたします。当然、地目が田畑の場合は、農業委員会の許可がなければ所有権移転登記を法務局が受け付けないということになっております。

併せて、農地法で規定されておりますのは、登記地目が他地目であっても現況が農地である場合には、農業委員会の許可が必要ですよということになっておりますので、今回申請をされているということになっております。

○議長（福嶋求仁子君） はい、工藤委員さん。

○3番（工藤信夫君） 農業委員会を通してやれば、こういうときの登記あたりもみてもらえるということですね。

○議長（福嶋求仁子君） では事務局からお願いいたします。

○事務局 農地法第3条につきましては、あくまでも農業委員会は審議を行いまして、その結果に基づいての許可証をお渡しするまでです。その先の登記については、ご自身で手続きしていただく必要があります。

一方、認定農業者の方とか向けの、今回で言いますと第4号議案、農業経営基盤強化促進法、これの要件に合う人の所有権移転につきましては、市のほうが、農業委員会のほうが囑託登記まで行うということになっております。

それと今回、〇〇さんは認定農業者をとられてしっかり農業をされていますので、本来ならば基盤強化法でいける方です。農業経営としては。ただ、その要件としては、市が定める農振農用地であることという条件もありまして、今回のこの申請地が農振農用地ではないんです。市街化区域ということで、その要件に合致しないので農地法3条で申請されてるというところでございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

そのほかご質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、特に質問がないようでございますので、採決を行いたいと思います。

それでは、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

それでは、退席中の〇〇委員さんは、着席されますようご案内をお願いいたします。

続きまして、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用について、下記のとおり申請があったので承認を求める。令和2年5月11日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子、記

番号1の申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は共同住宅6棟への転用です。

議案書別紙の25ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地です。セブンイレブン合志黒石原店及びひかりの丘保育園の南側に位置する農地です。

次の26ページが申請地の現況です。写真のとおり、端の方に瓦礫等が積んであり一部は既に畑ではなくなっているようであり、一見違反転用のように見えますが、平成15年11月に牛舎への農地転用許可が下りており、農地法上は農地から外れています。しかし、牛舎建築後地目変更登記をされないまま牛舎を取り壊されたために今回改めて農地転用許可が必要となり、申請されているものです。

次の27ページが配置図です。申請者は個人で、今回転用により共同住宅6棟12部屋を整備し、賃貸物件として貸し出される計画です。

28ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の29ページにお示ししておりますとおり、前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、申請地のおおむね500m以内に公益的施設でありますひかりの丘保育園及び医療施設のサトウデンタルクリニックが存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の融資証明書の添付があり、事業費以上の資金があることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和3年5月19日までに竣工の予定であり問題ないと思われま。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

6の計画面積の妥当性については、住宅各戸の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、隣接地に農地は無いため問題ありません。

10の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が5月8日付けで合志市都市計画課に提出済みであり、協議が進められている状況です。

以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の6番、松野委員さんに農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○6番（松野克紀君） それでは、現地調査につきましてご報告します。

令和2年4月30日の午前、私と推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、申請人が共同住宅6棟として農地を転用するものでございます。

申請地は都市計画の集落内開発区域内の第3種農地であり、何ら問題はないかと思
います。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。

この件に関しまして、委員さんから何かご意見はございませんでしょうか。特に
ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採
決を行います。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による所有権移転について、承認するこ
とに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用については、原
案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権
移転につきまして上程いたします。

番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用について、下記のとおり
申請があったので承認を求める。令和2年5月11日提出、合志市農業委員会会長、
福嶋求仁子、記

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議
案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建売住宅4棟への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の31ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地
で、御代志市民センター及び西合志図書館の北西側に位置する農地です。

次の32ページが申請地の現況です。

次の33ページが配置図です。申請者は不動産業等を営む法人で、都市計画法の集
落内開発区域内にある当該申請地を売買により取得し、建売住宅4棟を整備し、販
売する計画です。

34ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、次の35ペー
ジにお示ししておりますとおり、申請地の前面道路に水道管及び下水道管が埋設さ
れており、おおむね500m以内に市役所支所であります御代志市民センター及び医療
施設の原田歯科医院が存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道
で、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3
種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書の添付があり、事業費以上の資金があることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和3年3月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可について4月28日付けで申請済みであることを確認しております。

6の計画面積の妥当性につきましては、住宅各戸の面積に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

10の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に提出済であり、既に同意が取れていることを確認しております。

以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の9番、峯委員さんに農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番(峯 隆吉君) それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年4月30日の午後、私と推進委員さんと農業委員会職員とで現地調査を行い、内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が建売住宅4棟として農地を転用するものでございます。申請地は都市計画の集落内開発区域内の第3種農地であり、何ら問題はないかと思えます。

よろしく審議のかたをお願いします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。

この件に関して、委員さんから何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建売住宅5棟への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の37ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、点線囲みの部分は、事業予定地のうち農地転用許可申請が不要な宅地の部分です。

次の38ページが申請地の現況です。

次の39ページが配置図です。申請者は不動産業等を営む法人で、都市計画法の集落内開発区域内にある当該申請地を売買により取得し、建売住宅5棟を整備し、販売する計画です。

40ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の41ページにお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明の添付があり、問題ありません。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和3年5月14日までに竣工の予定であり問題ないと思われまます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

5の農地以外の土地の利用見込みについては、隣接する宅地1,127.94㎡を含めた総事業面積1,765.94㎡の計画であり、特段問題点は見当たりません。

6の計画面積の妥当性については、住宅の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

10の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に提出済であり、既に同意が取れていることを確認しております。

以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の3番、工藤委員さんに、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○3番（工藤信夫君） それでは、現地調査につきまして報告いたします。

令和2年4月30日の午前、私と地元推進委員さん、農業委員会職員とで現地調査を行い、内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が建売住宅5棟として農地を転用するものでございます。申請地は第1種農地ですが、集落に属しているため何ら問題はないかと思えます。よろしくご審議のかたをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さんで何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にご意見はなかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問やご意見がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の43ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、栄グラウンドの南側に位置する県道大津植木線沿いに位置する農地です。

次の44ページが申請地の現況です。

次の45ページが配置図です。申請者は個人で、都市計画法の集落内開発区域内にある当該農地を売買により取得し、平屋建て住宅1棟及び駐車場を整備する計画です。

46ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は農業公共投資はされておらず、次の47ページでお示ししておりますとおり、約6.9ha

の農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり、申請地以外の場所でも宅地に適する場所はないか検討を行われた上での申請であり、許可の要件を満たしているということになります。

(1)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の融資証明の添付があり、問題ありません。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和3年3月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われまます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

6の計画面積の妥当性については、住宅の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

10の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に提出済であり、既に同意が取れていることを確認しております。

以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の13番、村上委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○13番（村上裕宣君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年4月30日の午後、私と推進委員、農業委員会職員と現地調査を行い、内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が個人住宅として農地を転用するものでございます。申請地は、都市計画法の集落内開発区域内の第2種農地であり、何ら問題はないと思えます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。質問はございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問やご意見がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3

について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号4の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は駐車場への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の49ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、竹迫城跡公園及び上庄公民館の西側に位置する県道辛川鹿本線沿いの農地です。

次の50ページが申請地の現況です。

写真のとおり、現地は既に砂利敷きしてあり農地としての利用はなされておらず、違反転用の状態となっております。

申請者には追加で始末書の提出も求め、今後このようなことがないように厳重に注意を行ったところでございます。

次の51ページが配置図です。申請者は個人で、申請者の息子さんが運送会社に勤務しており、仕事に使うトラック及び自家用車を駐車するために、自宅の道向かいに位置する当該申請地を売買により取得し、駐車場を整備する計画です。

52ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の53ページにお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明の添付があり、問題ありません。

3の遅滞なく供することの妥当性については、違反転用で既に砂利敷きしてあり、現状のまま駐車場として利用する予定です。

6の計画面積の妥当性については、トラック台と自家用車1台を駐車する計画ですが、車輛の転回スペース等も必要であるため問題ないものと思われれます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の10番、嶋田委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○10番（嶋田昭一君） それでは、現地調査につきまして説明をいたします。

令和2年4月30日の午前、私と推進委員さんと農業委員会の職員さんで現地調査を行い、内容をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が駐車場として農地を転用するものでございます。申請地は第1種農地ですが、集落内に接続しているため何ら問題はないと思います。

よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして、委員さん方から何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。特にご質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見やご質問がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第4号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。つきましては、その当事者であります2番の吉川委員さん5番の衛藤委員さん、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

それでは、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明をいたします。6ページをお開きください。

第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて、下記のとおり取りまとめたので承認を求める。令和2年5月11日提出、合志市農業委員長、福嶋求仁子、記、別紙のとおり

次の7ページをお開きください。

令和2年第5回の農用地利用集積計画総括表につきまして左側の区分、今回からご説明いたします。

利用権設定、存続期間10年の田が6,794㎡、畑は32,145㎡でしたので合計38,939㎡でございます。5年の田が6,549㎡、畑は13,301㎡でしたので合計19,850㎡でございます。4年7カ月の畑が2,536㎡でございます。1年7カ月の畑が3,115㎡でござ

ございます。

今回の田の小計は13,343㎡、畑の小計は51,097㎡でしたので合計64,440㎡でございます。

続きまして、右側の利用権設定の本年累計、暦年につきましてご説明をいたします。

田の小計は100,042㎡、畑の小計は319,620㎡で合計419,663㎡でございます。

一番下、左側の所有権移転につきましてご説明をいたします。

今回の田の小計は0㎡、畑の小計は7,428㎡で合計7,428㎡でございます。

続きまして右側の所有権移転の本年累計につきましてご説明をいたします。

田の小計は3,812㎡、畑の小計は42,091㎡で合計45,903㎡でございます。

以上第4号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次の8から12ページ上段までは、各自でご確認をお願いいたします。

次に、12ページ中段の農地法第18条第6項の規定、合意解約による通知書の集計を報告いたします。

今回の合意解約件数は、4件、33,291.16㎡でございます。

内契約予定件数は、3件、31,794㎡でございます。

内契約が無い件数、1件、1,497.16㎡でございます。

なお、こちらの内契約がない農地については地主さんで適正に管理されるということです。

これで説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明が終わりました。

何か質疑はございませんでしょうか。ご質問はよろしいでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

第4号議案の審議が終わりましたので、退席中の委員さんは着席されますようお願いいたします。

続きまして、第5号議案、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 13ページをお開き願います。第5号議案、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について下記のとおり承認を求める。令和2年5月11日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子。

別添資料の、表紙の左上に別紙様式2と記載してある資料をご覧ください。

これは、農業委員会等に関する法律第37条及び平成28年3月4日付け農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき、農地利用の最適化の推進状況、その他の事務に関する活動計画及び活動の点検・評価について、国が示した様式に基づいて、地域の農業者の意見を反映し作成の上、公表することが求められていることにより議案として上程をいたしているところです。今月の総会では、まず市ホームページ上で市内の農業者の方々に意見募集を行うための案の資料についてご審議いただき、その後約1カ月間市ホームページ上で市内の農業者の方々へ意見募集を行い、来月の総会で、寄せられた意見を反映させた点検・評価をご審議いただくという流れになります。

資料の中身を簡単に説明いたしますと、1ページ目が農地面積、農家数、農業者数、農業委員・推進委員の状況についての記載となっております。

2ページ目が担い手への農地の利用集積・集約化についてとなっております、平成30年度末の農地集積面積は1,308haが、1年後の令和元年度末時点では集積面積が1,355haで、令和元年度1年間で47haの集積面積の増という結果となっております。

次の3ページが新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についての項目となっております。

4ページは遊休農地に関する事で、令和元年11月現在の合志市内の遊休農地面積は12.3haという結果となっております。

5ページは違反転用について、6ページ、7ページは農地法等の事務の執行状況、最後の8ページの地域農業者等からの要望・意見はあっておりません。事務の実施状況の公表等についてはご覧のとおりとなっております。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明が終わりました。

これに関しまして、何かご質疑はございませんでしょうか。特に疑問点とかございませんか。よろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、質問、意見がないようでございますので、採決を行います。

第5号議案、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)につきまして、承認することに異議がない方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして第6号議案、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の計画(案)につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 14ページをお開き願います。第6号議案、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について下記のとおり承認を求めます。令和2年5月11日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子、記、別紙のとおり。

別添資料の、表紙の左上に別紙様式1と記載してある資料をご覧ください。

こちらにつきましても、先ほどの第5号議案と同じく、農業委員会等に関する法律第37条及び平成28年3月4日付け農林水産省経営局農地政策課長通知に基づきご審議いただくものです。

活動計画につきましても本日ご承認いただきました内容でホームページ上で市内の農業者の方々へ意見募集を行い、来月の総会で、寄せられた意見を反映させた活動計画をご審議いただくという流れになります。

資料の中身を簡単に説明いたしますと、1ページが農地面積、農家数、農業者数、農業委員・推進委員の状況についての記載となっております。

2ページ目が担い手への農地の利用集積・集約化、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についての項目となっております。

3ページは遊休農地に関すること、及び違反転用についてとなっております。事務局からの説明は以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりました。何かご質問、ご質疑はございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第6号議案、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の計画(案)につきまして、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第6号議案、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の計画(案)については、原案のとおり可決されました。

それでは職務代理と交代いたします。

-----○-----

(4) 報告

○会長職務代理者(大藪真裕美君) それでは、続きまして第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それではご説明いたします。15ページをお開きください。

第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用について、下記のとおり届出があったので報告する。令和2年5月11日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子、記

今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては議案書に記載しておりますとおり、所有権移転の1件です。

続けて、場所を説明します。16ページをお開きください。

図面中央の太枠斜線分部が届出地です。熊本電鉄三ツ石駅の南東側、九州自動車道の南側に位置する農地で、個人住宅への転用です。

事務局からの説明は以上でございます。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。

ただいま事務局から、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員の皆様方、何かご質疑等はありませんでしょうか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○会長職務代理者（大藪真裕美君） それでは質問もご意見もないようでございますので、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

以上で議案のほうは終わりましたので会長と代わります。

-----○-----

(5) 閉会

○議長（福嶋求仁子君） それでは、長時間にわたりまして慎重審議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年5月の合志市農業委員会総会を閉会いたします。

皆さん、大変お疲れさまでございました。

-----○-----

閉 会 午後2時26分